

定教第3号議案

令和9年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択
方針について

別紙（案）のとおり

令和8年4月14日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

令和9年度に神奈川県立高等学校及び神奈川県立中等教育学校の
後期課程において使用する教科用図書の採択方針を制定いたしたく
提案するものです。

令和9年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針

令和9年度に神奈川県立高等学校及び神奈川県立中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）において使用する教科用図書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項の規定による教科書をいう。）の採択に関し、その方針を次のとおり定める。

なお、採択の手続きに関し必要な事項については、この方針に基づき、神奈川県教育委員会教育長が別に定める。

- 1 各高等学校等のスクール・ポリシーのうち「育成を目指す資質・能力に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」並びに各教科の目標に基づいて、十分に教科用図書の調査研究を行い、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択する。
- 2 文部科学大臣が作成する高等学校用教科書目録（令和9年度使用）のうちから採択する。
- 3 採択に当たっては、公正の確保に留意する。

【補足】

文部科学省が指定する「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」において、教育課程の特例が認められた科目で過年度使用していた教科用図書については、上記2によらない特例を認めることとする。